

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185

(15)
~~(14)~~

对
中
共
貿
易

対中共統制緩和に関するチンコム審議に関する件

(岸大臣説明用)

一九五七六一 経二

一 本件の経過

(一) チャイナ・デフエレンシアル全廃に関する仏国提案と一部のみの緩和に應ずるとする米国提案とは、チンコムにおいて、五月七日以降同時に審議が開始された。

わが方としては、対中共統制を対東欧ソ連圏統制の水準まで緩和することは、年来の主張であるので、全面的に仏国案を支持し米国案に反対した。他の各国も、トルコが米国案を支持したほかは、すべて仏国案を支持し、強く米国側の譲歩を求めたので、米国は、五月十七日更にこれを若干修正した第一。次修正案（内容後

極秘

1/10

述参照一を提示したが、大多数の国は依然これを不満足とし、
仏国案を支持した。

(二) 次いで二十一日米国は更に第二次修正案（内容後述参照一）を提
示したが各国の態度は変わらず、審議がデッドロックに乗り上げ
たので、チンコム議長は局面打開のため、カナダ、イタリア、
ベルギー及びオランダの四カ国に対し、協同して妥協案を作成
するよう依頼し、右四カ国は、米国第二次修正案と仏国案との
中間で、A、B二つの妥協案（内容後述参照一）を作成し、委員
会に提示した。（A案は米国案に近くB案は仏国案に近い）二
十三日の会議において、米国は自己の第二次修正案を更に譲歩
して、但しこれを最後の譲歩として、A案を全面的且つ、無条
件に受諾したほか、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、

ルクセンブルグ、トルコ及びギリシヤの七国もA案支持を表明するに至つたが、日本は若し、米國及び英國を含めて、各國が一致するならば、本来の立場から見れば未だ不満足であるが、互譲の精神よりB案までは妥協し得る旨発言、フランス及びノールウエーもB案支持を表明したが、英國、ポルトガルは、B案すら受諾し得ないとし強硬な態度を示し（デンマークはA案には反対、カナダは態度保留のまま）審議はほとんど行詰りの状態に達した。二十七日、英國代表は、中共をも含め、対共産圏戦略統制は各國と協調して継続する意向なるも、現在の妥協案では合意成立の基礎とならないと考えるので、チンコムにおいて、仏國案の趣旨で合意に達するよう最後の努力がなされることを希望する旨及び右に關し、二十九日以降、國會において

声明を行ふべき旨のステートメントを行ふとともに、各国の右に
対するコメントは自由であるが、英国政府は各国の態度如何に拘
らず、予定通り、一方的措置をとる旨を付言した。

(三)次いで三十日、英国外相は、下院において要旨左のとおりのス
テートメントを行つた。

「英国は、三週間におよぶチンコム審議の情況に照らし、同
国の態度を決定した。

(イ)ソ連圏及び中共に対する戦略統制機構には今後とも従来どお
り協力を続ける。

(ロ)但し、統制の範囲については、中共に対しても、ソ連圏に対
すると同一のリストを適用する。

右により、両地域に対して禁輸されている品目については
変化がないが、中共のみに禁輸とされている品目は一部は数
量統制に、一部は監視統制に移され、一部は自由品目となる。
(ハ)具体的調整はチンコム審議により行われる。

(二) 右に従い、輸出統制令は改正されるが、その間もソ連圏向に
は禁輸とされていぬ品目については、申請があれば輸出を
許可する。

(三) 但し数量統制に付さるべき品目については、チンコムにより
クオータが決定されるまでは、輸出を許可することは出来な
い。

(四) 此の間、日本としては今回の会議が関係各国の満足のゆくよう
妥結することが必要であると考え、さきにカナダ、イタリア等
四カ国より、A案及びB案の妥協案の提示があつた際、わが国
代表に対しては、会議妥結のため、右両案の中間あたりで英米間
に妥協点を見出すためあつせんするようあらゆる努力をするよ
う訓令した次第であるが、英国はチャイナ・デフェレンシャル

全廃を一步も譲らないという強硬態度を示し、米国もまた、A
案以上には譲歩せずとの態度を堅持したため、わが国代表の努
力も知を奏しなかつた次第である。

ニ 英政府声明を廻る各国の態度

(一) わが国は、基本的にはチャイナ・デフェレンシヤル全廢に賛成なるも關係各国がチンコム審議において、妥協点を見出すよう努力したにもかかわらず、遂に妥結を見なかつたことは遺憾であると考え、チンコムにおいては左記注のとおり発言を行うとともに、五月三十一日閣議で石井大臣より本件経緯を報告するとともに、閣議終了後同大臣より新聞記者会見において「英
国がチンコムを脱退することとなれば、チンコムは事実上くずれる恐れがある。自由国家群の協調を図る上から、これは重大問題である。日本としては、米、英を含む關係国全部に満足のゆくような方向で、關係国間の仲介の勞をとることとしたい。
岸首相は、訪米の際、ワシントンでこれについて話すこととな

らう。」との談話を発表した。

(注) チンコムにおけるわが方発言内容左のとおり。

「関係国のあらゆる努力にかかわらず、本件審議が妥結に至らなかつたことは遺憾であるが、関係国の意見統一が出来なかつた以上、チャイナ・デフェレンシャルの撤廃はわが国従来の主張でもあるので、日本政府としては、今後統制の実施に関しては、英国と同趣旨の措置を執らざるを得ないであろう。もつとも、日本政府は、対中共貿易の統制を有効に実施するためには、すべての参加各国の共同歩調が絶対必要であると考えるので、日本政府としては、今後も右目標実現のため、あらゆる努力を払う所存である。」

なお、日本国内における反響としては、国際貿易促進委員会

及び社会党は、直ちに英国の措置をわが国においても実施すべき旨の声明を発表したが、諸新聞の論説にはわが国としても基本的に英側と同じ措置を執るべきであるが、日米の特殊関係にかんがみ政府が米英両国間の仲介をせんとする態度を了承し、米側見解を英側に近付け、各国間の協調を保ち得るよう努力すべき旨強調している。

(二)その他の各国の態度に関しては、未だ明確でない点が多いが、現在までに判明している情報は左のとおりである。

(イ)米 国

ハーター次官は、ワシントンにおいて朝海大使に対し、日本の困難な立場はよく了解している。英外相は、中共向クォータについて各国と協議すると述べているが、根本的に対立関係にある米國との協議なるものは、何を意味するのか、必ずしも明確でない。今のところ、解決のメドがないので、日本が何とか解決策を見出したいとする動機は大いにアプリーシエイトするけれども今少し事態の明確化を待たたいと述べ、他方パリにおいて米代表は、非公式、個人的見解として、わが方代表に対し、英國の一方的措置は極めて遺憾であるが、

事態がかくなりたる以上、米國としても、新たな情勢に対処し、現実的政策を樹るより外ないであろう。リストニのクォータに関しては、委員会の多数が審議開始を希望すれば、米國としても結局は参加せざるを得ないと思うが、一、二週間では準備が整わないであろうと述べている。

(ロ) フランス

ウォルムゼル経済局長は、パリにおいて河野公使に対し、新内閣成立まで態度確定は出来ないが、大体英國の行き方に同調することとなる。但し、米國をも含めたユナニミティを最も重視しているので、このための協力は惜しまないと述べた。

(ハ) イタリア

三十一日のチンコムにおいて、未回訓なるも、新内閣が、国会の信任を得るまで、従つて今週末までは、態度を留保する旨発言した。

(二) ノールウヰー

三十一日のチンコムにおいて、英国と同じ措置をとる旨明らかにするとともに今後とも関係各国と完全に協力すると述べた。

(三) ドイツ

在京ドイツ大使は三十一日佐藤経済局次長に対し、ドイツとしては直ちに英国と同趣旨の措置はとらず当分の間、事態のなり行きを見ることとなるべき旨を語つた。

(四) その他のチンコム諸国

公式発言はないが代表限りの非公式見解としては、英国の態度を批難しつつも結局は、英国と同じ措置を執らざるを得ないとしている。

≡ 各国提案及び妥協案の概要

本件審議の過程において提示された各国の提案及び妥協案の概要は左表のとおりである。

英国声明	B案	A案	米 国 第 二 次 修 正 案	米 国 第 一 次 修 正 案	米 国 案	仏 国 案	現 行 統 制
四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一
数量統制	四七一	四七一	四七一	四七一	四七一	数量統制	四七一
監視	七八二	七八二 (事前)	四七一	四七一	四七一	監視	四七一
監視	監視	七八二	七八二 (事前)	七八二 (事前)	四七一 又は 七八二 (事前)	監視	四七一 又は 七八二
監視	監視	七八二	七八二 (事前)	七八二 (事前)	四七一 又は 七八二 (事前)	監視	七八二 又は 四七一
自由	自由	七八二	七八二 (事前)	七八二 (事前)	四七一 又は 七八二 (事前)	自由	七八二 又は 四七一
自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由	は七八二 又は 七八二

リスト一
リスト二
数量統制
四七二品目
リスト三
(監視品目)
四七一及び七八二混在品目
七八二品目所謂三五品目残り
チャイナ・リスト

(注) (1) 四七一とは、例外輸出に際し、見返輸入物資を付し、当

該物資の輸入により得る輸出国の利益が、禁輸品の輸出による中共の利益より大なる旨のジャステイフィケーションを付した上、チンコムの手続を必要とする手続。

(2) 七八二とは、例外輸出に際し、輸出の特別な事由があり当該品目が、中共において平和的用途にあてられ、転用等によつても中共の軍事力増強をもたらさない旨のジャステイフィケーションを付して、チンコムに事後報告する手続。

(3) 七八二(事前)とは、七八二手続輸出に際し、チンコムに事前に通告し、各国は希望すれば一定期間内に当該輸出に関する自国の見解を述べる権利を持ち、輸出国はそ

の見解を尊重することを要請される手続。米国が第一次修正案において本来の七八二手続を若干強化して提案したものの。

(4) 監視とは、輸出は自由に行い得るも、統計月報をもつて事後にチンコムに輸出を報告する手続。

(5) 三五品目とは、チャイナ・リスト品目中、米国が、自由化に依らず、リスト三に追加方提案した品目を言う。

(6) 米国は、第二次修正案提示の際、リスト三のうち四七一品目の一部を七八二（事前）に移すこと及び三五品目の一部の自由化を考慮する用意ある旨明らかにした。

四 わが国が差し当り執るべき措置

英国はチンコムを脱退した訳ではなく、現在もチンコムにおいて本件收拾を図るため審議が続行中である。しかしながら、英国としては、チャイナ・リスト品目の自由化及びリスト三品目を監視品目とすることについては、直ちに実施に移す旨声明しているので、わが国の最終的態度は、右チンコム審議の結果を待つとしても、差当り現在の強い統制を継続することは好ましくなく、他方米国も、A案は全面的且つ無条件に受諾した事実にかんがみ、A案のラインまでは、直ちに実施に移しても、日米関係を阻害することはないと考えられるので、個々の輸出申請に対しては、差し当り左の方針で処理することといたしたい。(前記の表を参照)但し、対外的には何等本措置につき発表することなく、政府

限りにおいて、実施に移すこととし、また、区分明確ならざる品目については、適宜行政措置により、押えることとする。

(1) 米側が自由化を提案したチャイナ・リスト品目は、わが国も自由品目としてE/Lを発給し、チンコムに対する通報は行わな
い。

(2) 三十五品目及びリスト三の「七八二品目」及び「四七一及び七八二混在品目」については、輸出承認後直ちにチンコムに事後通報する。但し、この際、七八二手続によることは記載せず、単に輸出の通報に止める。

（右通報の仕方は、A案の条件よりもルーズであり、B案と同じであるが、七八二においても事後通告である点及び昨年九月以降の日米中間協定により、七八二手続による輸出には、米側

は異議を唱えていなかつた点を考慮すれば、特に問題は生じないであろうと思われる。また、米側は三十五品目についても一部自由化を考慮する用意あるところ、わが方は、三十五品目全部について右の措置をとらんとするものであり、却つて強い面もある。

(3) リスト三の四七一品目については、輸出承認前に「輸出を許可することとした」旨チンコムに通告する。その後適当な期間をおき（十日位）異議が提起されなければ、輸出を承認し、異議のあつた場合には、ケース毎に処理する。

(4) リスト三に關しては、チンコムにおいて何等かの結論に到達するまでは、従来通り四七一手続による。

（注） わが国の香港向輸出に關し、香港政庁が戦略物資と認

定する品目と、わが方の認定する品目との間に相違がある時は、わが国が戦略物資の輸出承認前に提示を要求する香港政庁発給 E I L (Endorsed Import License) が入手し

得ない事態となり、かくては、わが国が、香港よりも嚴重な統制を行つてゐるとの**非難**を招くこととなる。目下の所では、香港政庁は、英本国より何等連絡がないので、従来通りの処理方法に変更はないとしているが、政庁が、その態度を変更した場合には、わが方としても、それに応じた措置をとることが必要になつて来るものと考えられる。

極
秘

岸大臣渡米参考資料（追加）

Ⅰ 中共貿易統制Ⅰ

（経 二一）

（問）英国はチャイナ・デフェレンシャルを解消するため、一方的措置をとつたが、日本は、如何なる態度をとるか。

（答）チンコム審議において、合意が成立しなかつたことは、極めて遺憾であるが、英国のほか、ポルトガル、ノールウェー、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ及びドイツがすでに英国の措置にならつた現在、（注、六月十三日現在）わが国としても、同様措置を執らざるを得ないであろう。

(問) 中共向にクォータ制度を適用することは、高度の戦略性を有する品目の輸出が行われることとなるので、従来どおり禁輸を継続したい。日本は、見返物資を有するので、例外輸出手続による輸出が可能であるから、この考えに賛成してもらいたい。

(答) 然る場合には、(1)チャイナ・デフエレンシャルが存続することとなり、(2)日本としても、必ず例外輸出が認められるとの保証はなく、(3)更に他の関係各国間においても、例外輸出手続の乱用による足並みが乱れることが明らかであるので賛成出来な

(問) 中共向クォータ品目(リスト二品目)の審議が行われることとなつた時には、米國としては、かかる戦略性高度の品目の輸出は、出来るだけ限定すべきであると考えるので、日本としても大きな数量を要求せざるようお願いしたい。

(答) 数量統制を適用されている品目の戦略性が、今回のチンコム審議の結果中共向に自由に輸出し得ることとなつた品目の戦略性に比し、若干高いことは承認する。従つて、日本政府としては、法外なクォータを要求することは考えていない。

(注) 左は、米側より質問は出ないと考えるが、クォータに関連した話が出た時積極的にわが方立場をインプレスするため、わが方より発言することといたしたい。

「日本としては、中共向クォータの設定に当り、現
行の東欧ソ連圏向クォータを流用したり、又はこれを
プロラタに適用することは賛成出来ない。即ち、わが
国は、東欧ソ連圏向には殆んどナショナル・クォータ
を要求しなかつたところ、中共については、日本経済
との関係が密接であるので、各国の中共市場との貿易
量、経済構造、個々の品目の輸出の必要性等を考慮し
関係国間にあつた新規則当の行われることを希望する。」

(問) 中共向けクォータの設定は、出来るだけ遅いことが望ましい。出来れば、本年一杯は、本件に手を触れず、明年以降の東欧ソ連圏向クォータ審議の際(年末)同時に審議したいと考えるが如何

(答) わが国としては、中共向クォータ設定を特に忙ぐ必要もない。従つて、関係国すべての満場一致の合意が得られる限り、貴見の通り措置することに反対しない。しかしながら、クォータの設定が遅れる時は、例外輸出手続の乱用により、再び関係国の足並みが乱れるのではないかという点を危惧している。なお、わが国としてはチャイナ・デフエレンシヤルの早急な全廃を主張して来ているので、わが国から中共向クォータ審議の延期を提案し得ないことは、御了承ありたい。

(問一) 対中共統制緩和に関する米提案を如何に考えるか。

答 第一に、原則的にチャイナ。デフアレンシャルの廃止には程遠く、逆に統制強化となる面もあるので、わが方の希望と大きな開きがある。

第二に対中共貿易の現状においては、わが国としてはチャイナ。デフアレンシャルに含まれる品目の輸出が認められない限り、わが国産業の必要とする粘結炭、鉄鉱石、塩、等重要原料の輸入が益々困難となつて来ている。

第三に、従来七八二手続により、輸出し得た品目の輸出が今後は極めて厳格な条件によつてしか輸出し得ないような事態となれば政府は国会業界に対して、極めて困難な立場に立つこと

極

1/10

秘

となる。

(以下は現段階において発言することは時期尚早と思われる。)
わが方として、米案により、統制が強化されるもののうち、
最も重大な関心を持つものは工作機械、発電機、建設機械通信
設備等である。

秘

(問ニ) 欧州においては、共産主義の侵略に対する自由諸国のコン
テインメント・ポリシーが成功しており、侵略の可能性は小さ
いが、アジアにおいては右ポリシーは未だ実現しておらず、か
つ、中共近隣諸国は経済、生活水準が低く、充分共産主義に対
抗し得ない点もあるので中共の進出侵略を防止するため、中共
の力を強めぬ様にする必要があるもので、ソ連に対するよりは特
に強い統制を中共に対して行うべきである。

答 東南アジアにおいて自由諸国のコンテインメント・ポリシ
ーが現段階において実現していかないことについては米国の同意見
であるが、対中共統制を対ソ連圏と同水準まで緩和することは、
特に現状以上に東南アジアに、かく乱を生ずるものとは思われな

即ち、東南アジアに対しては中共のみならず、ソ連も中共と緊密な連絡をとつて攻勢に出ていると思われ、特に中共統制を強くすべき意義を認め難い。

東南アジアにおけるコンテインメント・ポリシーを確立するためには共産主義の直接脅威を感じ、反共政策を確立している台湾等は別として一般に共産主義（中共及びソ連）に対する認識の普及とともに経済開発、貿易促進による生活水準の向上を必要とし、対中共禁輸を強化、続行することは、かえつてこれら地域の経済的利益を害す面もあり有効ではない。日本としてもこれら諸国との経済関係の緊密化に格段の努力を払つて行く方針である。

又東南アジア諸国は、ココムには加入していないが、事実上ゴム、錫等の禁輸を行っており、地理的経済的に中共経済との関係を無視し得ず、このため禁輸に対する反感は必ずしも無視し得ず、禁輸緩和は好感をもつて迎えられる筈である。

(問三) 米国が対中共統制の大巾緩和に同意すれば東南アジアにおける米国の威信を落すこととなり影響は大きい。

答 南鮮、フィリッピン及び台湾は別として各国とも経済水準向上のため中共との貿易を希望しており、米国が対中共統制の大巾緩和に同意すれば威信を失墜することなく、逆に好意的に受け取られるであろうし、また前記三国は、それぞれ独自の立場から、対中共禁輸を実施しているので、米国政策の変更は影響を与えない。

(問四) チャイナ・デフェレンシャル品目が東欧ソ連圏を通じて中共に流れる可能性は否定しないが、共產圏全体を通じて不足している物資については、中共の入手は極めて困難なるべく、また、如何なる場合においても、入手が遅れ、価格は高くなつてゐる。

答 東欧ソ連圏向数量統制品目で、且つ共產圏全体として不足しているものに関しては、中共の入手が困難であることは認められるけれども、監視品目(コンソリデーター)チャイナ・リスト品目については、東欧諸国としては必要とするだけ、自由に輸入し得るので、中共が、その入手を妨げられるとは考えられない。また一般的に云つて、貿易が東欧を仲介することにより中共の

これら品目の輸入が時期的に若干遅れ、その価格が若干高くつくことも考えられるが、これは特に中共の経済建設を阻害してゐるとは思われず（五ヶ年計画の達成）、また共産圏全体の経済的相互依存関係、自立経済達成を促進しているほか逆に仲介貿易が東欧諸国の経済を活潑化するという共産圏全体としてプラスの面もあることを忘れてはならない。

(問五) 中共の経済開発は、東欧諸国に比し遙かに遅れている。よつて、中共に対しては、東欧諸国に対するよりも広範囲の品目を統制すべきである。

答 第一に、すべての東欧諸国が中共に比べて遙かに工業化が進んでいるとの考えには同意出来ない。

第二に、戦略物資統制の目的は、純戦略価値を有する品目を禁輸して、共産圏の戦力増強を阻止することであり、一般民需品又は主として民需用に使用される品目の輸出を禁止するといふ経済封鎖や経済戦争にまで拡張せしめてはならないと考える。

第三に、共産圏経済は、相互依存関係にあるので、東欧には輸出を認められながら中共にのみ禁輸とされている品目（チャ

イナ・デフェレンシャル）は、ソ連又は東欧諸国を通じ、直接又は間接に中共に流入すると考えられる。

以上の理由により、戦略統制に関し、中共を他の共産諸国と區別して別扱にすることは無意義である。

(問六) 中共の経済建設が進めば東南アジアに対し経済的進出を行うことにより中共は日本の強敵となり、日本は市場を失う惧れがある。

答 共産諸国の経済進出は、圈内諸国間において調整され、且つ常にソ連がその中心となるかあるいは中ソ緊密な連絡の下に実行しているので、中共のみを押えても効果は乏しく、特に中ソを差別する必要も少いと思う。

現在、中共の対東南アジア貿易の形態は原料輸入、食料輸出が大宗を占め輸出品の約二〇%が工業製品であるにすぎない。この程度では、日本の産業にとって大きな脅威ではない。

原則的にいつて、他国と競争するためには他国の工業水準上昇を阻止しようとしても無駄であり、むしろ、自国の工業水準

の相対的上昇に努めるべきである。従つて、日本経済に緊要な原料を中国市場から安価に入手し、他方輸出を伸張することによつて関連産業の資本蓄積に努力し、よつて貿易基礎を拡大することにより、東南アジア市場における中共との競争力を養うべきである。

(問七) 日本は対中共貿易を戦前の水準に復活することを夢見ることなく、東南アジア、西欧及びその他の地域向の輸出増進に努むべきではないか。

答 勿論日本は対中共貿易が戦前の水準にまで増大することを期待している訳ではない。又、東南アジアその他地域への輸出増進にも格段の努力を払っている。

答 併し現状においてはわが国のこれら地域への輸出増大は必ずしも樂觀出来ぬ面もある。(東南アジア諸国における購買力の不足、低い工業水準及び西欧製品との激烈な競争、又は日本製品輸入に対する制限の動き、西欧における共同市場の設立等)従つて日本としては仮令僅かの市場でもこれを開拓して行く必

要があるので、中共貿易に対しても大きな期待は持たぬにしても出来るだけ増進を計る必要がある。また、日本の中小企業及び一部の基幹産業については、中共以外に市場の極めて限られてゐるものがある。

(問八) 自由諸国にとつて、中共貿易を大きなものにする可能性は殆んどない上、自由諸国よりも中共の受ける利益の方が大きい。

答 日中貿易を戦前の水準にまで復活することは期待出来ないが、貿易が中共にとつてのみ利益となるようなことはあり得ない。

チャイナ・デフエレンシャルに含まれる品目の輸出が認められるようになれば、わが国の対中共輸出が増加するばかりでなく、粘結炭、鉄鉱石、塩、大豆等日本経済に欠くべからざる重要原料の輸入が容易となる。

政府としては、対中共統制が自由諸国の経済安定を阻害してはならないと確信している。経済安定こそ結局、共産主義に対抗する最善の途だからである。

(問九) 中共は侵略者であるから、強い統制を行う必要がある。

答 朝鮮戦争の際に、中共に対し、強い統制を実施したのは当然であるが、現在では国際情勢は大巾に変つており、朝鮮休戦後四年を経た今日、右の強い統制を継続することは不合理である。

(問一〇) 現在日本は如何なる方式で対中共貿易を行つてゐるか。

答 日中貿易は、民間団体が中共側と締結した協定に基いて運営されてゐるが、五月三日で現行協定が満了してゐるので、引き続き民間ベースでこれを改訂(改訂までは単純延長されることとなる)。一する方針である。(民間ベースとはいえ関係団体は国際貿易促進協会及び社会党を除けば、特に左翼的であるとはいえず、むしろ与党議員及び政府の意図を汲んで行動してゐる) 日中輸出入組合も参加し全体としては日本国民の対中共貿易促進に関する要望を代表してゐると言えるので、政府としても必要を指導は行うつもりである。

支払に關しては、今後は兩國の民間銀行相互間にコルレス契

約が締結されることとなると思われる。また将来相互に通商代表部が設置されるようなことがあつても、右が民間ベイスのものに限ることは勿論である。

(本件資料別添)

岸大臣渡米参考資料（追加）

一 中英貿易統制

（経 二）

（問）英国はチャイナ・デアエレンシャルを解消するため、一方的措置をとつたが、日本は、如何なる態度をとるか。

（答）チンコム審議において、合意が成立しなかつたことは、極めて遺憾であるが、英国のほか、ポルトガル、ノールウェー、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ及びドイツがすでに英国の措置にならつた現在、（注、六月十三日現在）わが国としても、同様措置を執らざるを得ないであろう。

(問) 中共向にクォータ制度を適用することは、高度の戦略性を有する品目の輸出が行われることとなるので、従来どおり禁輸を継続したい。日本は、見返物資を有するので、例外輸出手続による輸出が可能であるから、この考えに賛成してもらいたい。

(答) 然る場合には、(1)チャイナ・デフエレンシャルが存続することとなり、(2)日本としても、必ず例外輸出が認められるとの保証はなく、(3)更に他の関係各国間においても、例外輸出手続の乱用による是並みが乱れることが明らかであるので賛成出来な

(問) 中共向クオータ品目(リスト二品目)の審議が行われることとなつた時には、米國としては、かかる戦略性高度の品目の輸出は、出来るだけ限定すべきであると考えるので、日本としても大きな数量を要求せざるようお願いしたい。

(答) 数量統制を適用されている品目の戦略性が、今回のチンコム審議の結果中共向に自由に輸出し得ることとなつた品目の戦略性に比し、若干高いことは承認する。従つて、日本政府としては、法外なクオータを要求することは考えていない。

(注) 左は、米側より質問は出ないと考えるが、クオータに関連した話が出た時積極的にわが方立場をインプレスするた
め、わが方より発言することといたしたい。

「日本としては、中共向クォータの設定に当り、現
行の東欧ソ連圏向クォータを流用したり、又はこれを
プロラタに適用することは賛成出来ない。即ち、わが
国は、東欧ソ連圏向には殆んどナショナル・クォータ
を要求しなかつたところ、中共については、日本経済
との関係が密接であるので、各国の中共市場との貿易
量、経済構造、個々の品目の輸出の必要性等を考慮し
関係国間に妥当な新規割当の行われることを希望する。」

(問) 中共向けクオータの設定は、出来るだけ遅いことが望ましい。出来れば、本年一杯は、本件に手を触れず、明年以降の東欧ソ連圏向クオータ審議の際(年末)同時に審議したいと考えるが如何

(答) わが国としては、中共向クオータ設定を特に忙ぐ必要もない。従つて、関係国すべての溝場一致の合意が得られる限り、貴見の通り措置することに反対しない。しかしながら、クオータの設定が遅れる時は、例外輸出手続の乱用により、再び関係国の足並みが乱れるのではないかという点を危惧している。なお、わが国としてはチャイナ・デフエレンシヤルの早急な全廢を主張して来ているので、わが国から中共向クオータ審議の延期を提案し得ないとは、御了承ありたい。

(問) 対中共統制緩和に関する米提案を如何に考えるか。

答 第一に、原則的にチャイナ・デフアレンシャルの廃止には程遠く、逆に統制強化となる面もあるので、わが方の希望と大きな開きがある。

第二に対中共貿易の現状においては、わが国としてはチャイナ・デフアレンシャルに含まれる品目の輸出が認められない限り、わが国産業の必要とする粘結炭、鉄鉱石、塩、等重要原料の輸入が益々困難となつて来ている。

第三に、従来七八二手続により、輸出し得た品目の輸出が今後は極めて厳格な条件によつてしか輸出し得ないような事態となれば政府は国会業界に対して、極めて困難な立場に立つこと

となる。

（以下は現段階において発言することは時期尚早と思われる。）
わが方として、米案により、統制が強化されるものうち、
最も重大な関心を持つものは工作機械、発電機、建設機械通信
設備等である。

(問) 欧州においては、共産主義の侵略に対する自由諸国のコン
テインメント・ポリシーが成功しており、侵略の可能性は小さ
いが、アジアにおいては右ポリシーは未だ実現しておらず、か
つ、中共近隣諸国は経済、生活水準が低く、充分共産主義に対
抗し得ない点もあるので中共の進出侵略を防止するため、中共
の力を強めぬ様にする必要があるので、ソ連に対するよりは特
に強い統制を中共に対して行うべきである。

答 東南アジアにおいて自由諸国のコンテインメント・ポリシ
ーが現段階において実現していないことについては米國と同意見
であるが、対中共統制を対ソ連國と同水準まで緩和することは、
特に現状以上に東南アジアにかく、乱を生ずるものとは思われない

即ち、東南アジアに対しては中共のみならず、ソ連も中共と緊密な連絡をとつて攻勢に出ていると思われ、特に中共統制を強くすべき意義を認め難い。

東南アジアにおけるコンテインメント・ポリシーを確立するためには共産主義の直接脅威を感じ、反共政策を確立している台湾等は別として一般に共産主義（中共及びソ連）に対する認識の普及とともに経済開発、貿易促進による生活水準の向上を必要とし、対中共禁輸を強化、続行することは、かえつてこれら地域の経済的利益を害す面もあり有効ではない。日本としてもこれら諸国との経済関係の緊密化に格段の努力を払つて行く方針である。

(問三) 米國が対中共統制の大巾緩和に同意すれば東南アジアにおける米國の威信を落すこととなり影響は大きい。

答 南鮮、フィリッピン及び台湾は別として各國とも經濟水準向上のため中共との貿易を希望しており、米國が対中共統制の大巾緩和に同意すれば威信を失墜することなく、逆に好意的に受け取られるであろうし、また前記三國は、それぞれ独自の立場から、対中共禁輸を実施しているので、米國政策の変更は影響を与へることはない。

又東南アジア諸国は、ココムには加入していないが、事実上コム、錫等の禁輸を行っており、地理的経済的に中共経済との關係を無視し得ず、このため禁輸に対する反感は必ずしも無視し得ず、禁輸緩和は好感をもつて迎えられる筈である。

(問四) チャイナ・デフェレンシャル品目が東欧ソ連國を通じて中共に流れる可能性は否定しないが、共産國全体を通じて不足している物資については、中共の入手は極めて困難なるべく、また、如何なる場合においても、入手が遅れ、価格は高くなつて
いる。

答 東欧ソ連國向数量統制品目で、且つ共産國全体として不足しているものに関しては、中共の入手が困難であることは認めるけれども、鹽澱粉目(コンソリデーター)ドチャイナ・リスト品目については、東欧諸國としては必要とするだけ、自由に輸入し得るので、中共が、その入手を妨げられるとは考えられない。また一般的に云つて、貿易が東欧を仲介することにより中共の

とれら品目の輸入が周期的に若干遅れ、その価格が若干高くつくことも考えられるが、これは特に中共の経済建設を阻害して
いるとは思われず（五ヶ年計画の達成）、また共産圏全体の経
済的相互依存関係、自立経済達成を促進しているほか逆に仲介
貿易が東欧諸国の経済を活性化するという共産圏全体としてプ
ラスの面もあることを忘れてはならない。

(問五) 中共の經濟開發は、東歐諸國に比し遙かに遅れている。よつて、中共に対しては、東歐諸國に対するよりも広範圍の品目を統制すべきである。

答 第一に、すべての東歐諸國が中共に比べて遙かに工業化が進んでいるとの考えには同意出来ない。

第二に、戰略物資統制の目的は、純戰略価値を有する品目を禁輸して、共產圏の戦力増強を阻止することであり、一般民需品又は主として民需用に使用される品目の輸出を禁止するといふ經濟封鎖や經濟戦争にまで拡張せしめてはならないと考える。

第三に、共產圏經濟は、相互依存關係にあるので、東歐には輸出を認められながら中共にのみ禁輸とされている品目(チヤ

イナ・デア・エレンシヤル）は、ソ連又は東欧諸国を通じ、直接又は間接に中共に流入すると考えられる。

以上の理由により、戦略統制に関し、中共を他の共産諸国と區別して別扱にすることは無意義である。

(問六) 中共の経済建設が進めば東南アジアに対し経済的進出を行うことにより中共は日本の強敵となり、日本は市場を失う恐れがある。

答 共産諸国の経済進出は、国内諸国間において調整され、且つ常にソ連がその中心となるかあるいは中ソ緊密な連絡の下に実行しているので、中共のみを押えても効果は乏しく、特に中ソを差別する必要も少いと思う。

現在、中共の対東南アジア貿易の形態は原料輸入、食料輸出が大宗を占め輸出品の約二〇%が工業製品であるにすぎない。この程度では、日本の産業にとつて大きな脅威ではない。

原則的にいつて、他国と競争するためには他国の工業水準上昇を阻止しようとしても無駄であり、むしろ、自国の工業水準

の相対的上昇に努めるべきである。従つて、日本経済に緊要な原料を中国市場から安価に入手し、他方輸出を伸張することによつて関連産業の資本蓄積に努力し、よつて貿易基礎を拡大することにより、東南アジア市場における中共との競争力を養うべきである。

(問七)日本は対中共貿易を戦前の水準に復活することを夢見ると
となく、東南アジア、西欧及びその他の地域向の輸出増進に努
むべきではないか。

答 勿論日本は対中共貿易が戦前の水準にまで増大することを期
待している訳ではない。又、東南アジアその他地域への輸出増
進にも格段の努力を払っている。

答 併し現状においてはわが国のこれら地域への輸出増大は必ず
しも樂觀出来ぬ面もある。(東南アジア諸国における購買力の
不足、低い工業水準及び西欧製品との激烈な競争、又は日本製
品輸入に対する制限の動き、西欧における共同市場の設立等)
従つて日本としては假令僅かの市場でもこれを開拓して行く必

要があるので、中共貿易に対しても大きを期待は持たぬにしても出来るだけ増進を討る必要がある。また、日本の中小企業及び一部の基幹産業については、中共以外に市場の極めて限られていたものがある。

(問八)自由諸国にとつて、中共貿易を大きなものにする可能性は殆んどない上、自由諸国よりも中共の受ける利益の方が大きい。

答 日中貿易を戦前の水準にまで復活することは期待出来ないが、貿易が中共にとつての利益となるようまことはあり得ない。

チャイナ。デフェレンシャルに含まれる品目の輸出が認められるようになれば、わが国の対中共輸出が増加するばかりではなく、粘結炭、鉄鉱石、塩、大豆等日本経済に欠くべからざる重要原料の輸入が容易となる。

政府としては、対中共統制が自由諸国の経済安定を阻害してはならないと確信している。経済安定こそ結局、共産主義に對抗する最善の途だからである。

(問九) 中共は侵略者であるから、強い統制を行う必要がある。

答 朝鮮戦争の際に、中共に対し、強い統制を実施したのは当然であるが、現在では国際情勢は大巾に変わっており、朝鮮休戦後四年を経た今日、右の強い統制を継続することは不合理である。

(問一〇) 現在日本は如何なる方式で対中共貿易を行つてゐるか。

答 日中貿易は、民間団体が中共側と締結した協定に基いて運営されてゐるが、五月三日で現行協定が満了してゐるので、引き続き民間ベースでこれを改訂(改訂までは単純延長されることとなる)とする方針である。(民間ベースとはいえ關係団体は国際貿易促進協会及び社会党を除けば、特に左翼的であるとはいえず、むしろ与党議員及び政府の意圖を汲んで行動してゐる日中輸出入組合も参加し全体としては日本国民の対中共貿易促進に關する要望を代表してゐると言えるので、政府としても必要な指導は行つつもりである。)

支払に關しては、今後は兩國の民間銀行相互間にコルレス契

約が締結されることとなると思われる。また将来相互に通商代表部が設置されるようなことがあつても、右が民間ベースのものに限ることは勿論である。

（本件資料別添）